

IV 労働者の募集・採用にあたって

労働者の募集や採用にあたって、守らなければならない関係法制度は多くありますが、そのうちの一部分についてお知らせします。

詳しくは、最寄りの関係機関へお問い合わせください。

1 年齢にかかわらず均等な機会について

雇用対策法が改正され、平成19年10月から、事業主は労働者の募集及び採用における年齢制限が禁止されました。

これまで、募集及び採用にかかる年齢制限の緩和については、努力義務とされてきましたが、労働者一人一人により均等な働く機会が与えられるよう雇用対策法が改正され、次の「例外事由」に該当する必要最小限の場合を除き、労働者の募集・採用の際には、年齢を不問としなければならなくなりましたのでご理解をお願いします。

また、このため、職務の内容、職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能の程度など労働者が応募するに当たり求められる事項をできるだけ明示していただく必要があります。

例外事由（雇用対策法施行規則第1条の3第1項）

(1号)「定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合」

(2号)「労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合」

(3号のイ) 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を募集・採用する場合

長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、新規学卒者等の若年者等を期間の定めのない雇用契約の対象として募集・採用する場合（経験不問に限り、新規学卒者以外の者にあつては、新規学卒者と同等の処遇により募集・採用する場合に限る）

※期間の定めのない労働契約であることが必要です。

(3号のロ) 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定して募集・採用する場合

特定の職種において労働者数が相当程度少ない年齢層(☆)の求職者を期間の定めのない雇用契約の対象として募集・採用する場合

☆ 30歳～49歳のうちの特定の5～10歳幅の年齢層であって、同じ年齢幅の上下の年齢層と比較して労働者数が1/2以下である場合

※期間の定めのない労働契約であることが必要です。

(3号のハ) 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合

芸能作品のモデルや、演劇等の役者の募集・採用において、表現の真実性等のために、特定の年齢層の労働者に限定して募集・採用する場合

(3号のニ) 60歳以上の高年齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する施策の対象となる者に限定して募集・採用する場合

60歳以上の高年齢者又は特定の年齢層の雇用を促進する国の施策の対象となる者
(例：中高年トライアル雇用の対象者)に限定して募集・採用する場合

▶ 例外事由の具体例

(1号)

【認められる場合】

「60歳未満の方を募集(定年が60歳)」

【認められない場合】

「60歳未満の方を募集(定年が63歳)」→→→ 上限年齢と定年が一致していないため ×

「□歳以上60歳未満の方を募集(定年が60歳)」→→→ 下限年齢を付しているため ×

(2号)

【認められる場合】

「警備員として18歳以上の方を募集」(警備業法により18歳未満の就業等が禁止)

(3号のイ)

【認められる場合】

「35歳未満の方を募集（職務経験不問）」、「40歳未満の方を募集（簿記2級以上）」

【認められない場合】

「35歳未満の方を募集（契約期間6ヶ月）」 →→→ 契約期間に定めがあるため ×

「40歳未満の方を募集（□□業務経験のある方）」 →→→ 職務経験を付してあるため ×

「20歳以上 35歳未満の方を募集」 →→→ 下限年齢を付しているため ×

(3号のロ)

【認められる場合】

「□□社の電気・電子技術者として30～39歳の方を募集（□□社の電気・電子技術者は、20歳～29歳が200人、30～39歳が80人、40～49歳が300人）」

【認められない場合】

「□□社の電気・電子技術者として25～34歳の方を募集」

→→→ 「30歳から49歳」の範囲に収まっていないため ×

「□□社の電気・電子技術者として35～49歳の方を募集」

→→→ 年齢幅が「5～10歳」を超えているため ×

「□□社の電気・電子技術者として30～39歳の方を募集（□□社の電気・電子技術者は、20～29歳が30人、30～39歳が15人、40～49歳が25人）」

→→→ 同じ年齢幅の上下の年齢層と比較して1/2以下となっていないため ×

(3号のハ)

【認められる場合】

「演劇の子役のため、□歳以下の方を募集」

【認められない場合】

「ファッションモデルとして、30歳以下の方を募集」

→→→ 単に、特定の年齢層を対象とした商品販売が目的であり、芸術・芸能の分野に該当しないため ×

(3号のニ)

【認められる場合】

「60歳以上の方を募集」

（中高年齢者トライアル雇用の対象として）「45歳以上65歳未満の方を募集」

（若年者トライアル雇用の対象として）「35歳未満の方を募集」

【認められない場合】

「60歳以上 70歳未満の方を募集」

→→→ 60歳以上の高年齢者を募集・採用する際に上限年齢を付しているため ×

（中高年齢者トライアル雇用の対象として）「45歳以上60歳未満の方を募集」

→→→ 募集・採用する年齢層を国の施策の対象となる特定の年齢層よりも限定しているため ×

詳しくは、最寄りのハローワーク求人窓口までお問い合わせください。